

一般質問通告書

次の件について、会議規則第60条の規定により、一般質問の通告をいたします。

(全体所要時間 60 分)

令和元(2019)年 5 月 31 日 午前 時 分 受付

広陵町議会議員 八尾 春雄 印

広陵町議会議長 奥本 隆一 様

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
<p>質問事項 (1) 投票所の変更にもなう公営掲示板設置減に関して</p> <p><内容> 先ごろ実施された奈良県知事選挙・同県議会議員選挙において、投票所を広陵北幼稚園廃止に伴いはしお元気村に統合した。このことにより箸尾地区で公営掲示板を半減させている。有権者の中には「選管の熱意のなさ」を指摘する声もある。</p> <ol style="list-style-type: none">① 法令の根拠を示せ。② 民主政治の基本である選挙において、投票率の下落が心配されている昨今、選挙管理委員会でどのように審議したのか。「主権は国民にあり」との原則に照らして耐えうる審議はできているのか。③ 住民への事前の周知は広報に掲載する以外にどのように行ったのか。了解は得られたとの認識か。特に投票困難者への対応はどのように行ったのか。④ 大字・丁目別・年齢別投票率の変化は把握しているのか。選挙権が拡大した 18 歳・19 歳の青年にはどのように対応しているのか。	選挙管理委員会委員長 & 必要によって教育長
<p>質問事項 (2) 75 歳以上の住民に対する集団健康診断について</p> <p><内容> 寺戸に開設する民間の健診センターとの協議により、75 歳以上の高齢者が一か所ですべての健康診断が受診できるように取り組むとの答弁であったが進んでいない。</p> <ol style="list-style-type: none">① 経過報告を求める。実現できない要因は何であるのか。② 寺戸の健診センターが何らかの理由で受けられないということであればそれで断念したということか。他の手立てによって何とか実現できないかと努力しなかったのか。③ 以前の答弁では、医師会の意見として「75 歳ともなればかかりつけ医を持っておられる事例が殆どであるのでかかりつけ医に対応してもらうのがよい」とのことであった。医師会がこうした集団健診には協力できないということか。	生活部長 & 必要によって町長

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
<p>質問事項 (3) 箸尾準工業地帯の開発について</p> <p><内容>町は 35 億円を投ずる前代未聞の巨額開発を行おうとしている。</p> <p>① 対象エリアの土地所有者に関するデータを示せ。人数、所有者 1 名当たりの平均面積、平均面積の 10 倍以上の面積所有者の人数とそれらの小計面積の全体に占める比率等</p> <p>② 資金確保の手法はどこからどれだけか、起債を起こす場合の返還年数と総返還額はどれほどか、内訳として金利負担はどれほどを見通しているのか。</p> <p>③ 3 名の特別職はこの事業で赤字が生じた場合に、自らの個人資産を処分して補填する意志があるのかどうか。</p>	<p>理事&事業部長。町長・副町長・教育長は③についての個人責任を明らかにせよ。</p>
<p>質問事項 (4) 役場職員の労働環境改善のために</p> <p><内容> 地方公務員にも現業労働者に限らず原則として労働安全衛生法が適用される。</p> <p>① 役場職員の内、事務労働者について気積は確保されているか。調査はいつ行ったか。産業医&労働安全衛生委員会に報告したか。</p> <p>② 同様に、照度は確保されているか。日中と夜間に各々調査したか。</p> <p>③ 職員の残業上限は規則でどのように定めたか。「月 100 時間で年間 6 か月以内」を“参考”に紹介していたが、誰がどのように検討して起案し、町長が決定したのか</p>	<p>総務部長&企画部長。必要によって町長。</p>
<p>質問事項 (5) 副町長の役割とは何か、「町長を補佐する」とはどのような意味であると認識し行動しているのか。</p> <p><内容> 地方自治法第 167 条では(一部省略して表示)「副町長は町長を補佐し、町長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、町長の職務を代理する」となっている。町長からの指示や副町長自らが定める仕事ぶりについては大いに議論の余地があると思う。</p> <p>① 稟議決裁では最終(町長)決裁の直前になる。かつて広陵町でも事実上の点検を怠り問題の発生したこともあったが、そうしたことのなきよう副町長が実務上も事前の最終点検を行い、最終決済に持ち込む必要があるのではないかと。</p> <p>② 町長との部門の分担はあるのか。</p> <p>③ 職員からの相談の中には、パワハラ・セクハラなども発生する可能性がある。副町長は、問題を把握し解決のために、どのように関与しているのか。</p>	<p>副町長。必要によって町長</p>

第一回目の答弁累計は 15 分程度におさめてもらいたい。